銚子市学校給食センター
維持管理運営長期包括事業

実施方針

令和８年 11 月 18 日

銚子市

目次

第１　用語の定義 1
第２　事業概要 3
１　事業内容に関する事項 3
第３　事業者の募集及び選定に関する事項 8
１　事業者の募集及び選定方法 8
２　事業者の募集及び選定の手順 8
３　応募者の備えるべき参加資格要件 11
４　審査及び選定に関する事項 13
第４　優先交渉権者決定後の手続き 14
１　基本協定の締結 14
２　ＳＰＣの設立 14
３　契約の締結 14
４　次点交渉者との協議 14
５　保険 14
６　リスク分担 14
第５　事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項 15
１　責任分担に関する基本的な考え方 15
２　予想されるリスクと責任分担 15
３　事業の実施状況の監視 15
第６　提案に関する条件 16
１　公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項 16
２　業務に関する提案の条件 16
３　事業計画に関する提案の条件 16
第７　事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項 17
第８　事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項 17
１　事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合 17
２　市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合 17
３　当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合 17
４　その他 17
第９　法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項 18
第１０　その他特定事業の実施に関し必要な事項 18
１　議会の議決 18
２　情報公開及び情報提供 18
３　応募に関する費用負担 18
４　実施方針に関する問合せ先 18
別添資料１　事業スキーム図 19
別添資料２　リスク分担（案） 20
別添資料３ 委託料の支払方法 23

１　委託料の構成 23
２　委託料の算定方法等 23
３　委託料の支払方法 25
４　委託料の改定 26
別添資料４ モニタリング及び委託料の減額等 28
１　減額等の対象 28
２　減額等の措置を講じる事態 28
３　減額等の決定過程 28
４　減額等の決定 28

第１　用語の定義

用語	定義
市	銚子市をいう。
本事業	「銚子市学校給食センター維持管理運営長期包括事業」をいう。
本施設	本事業で維持管理・運営を行う対象となる銚子市学校給食センターの建築本体、建築設備、調理設備、付帯設備、植栽・外構等を含むすべての施設をいう。
実施方針等	実施方針、要求水準書（案）、各種様式をいう。
募集要項等	募集要項、要求水準書、優先交渉権者決定基準、様式集、基本協定書（案）、契約書（案）をいう。
応募者	本事業に応募する企業グループをいう。
ＳＰＣ	本事業を実施するために設立する特別目的会社（Special Purpose Company）をいう。
構成員	ＳＰＣに対して出資し、ＳＰＣと直接、本事業に係る契約を行う者をいう。
協力企業	ＳＰＣに対して出資せず、ＳＰＣと直接、本事業に係る契約を行う者をいう。
施設維持管理企業	本事業の維持管理業務（調理設備保守管理業務を除く）を行う企業をいう。
調理設備企業	本事業の維持管理業務のうち、調理設備保守管理業務を行う企業をいう。
運営企業	本事業の運営業務を行う企業をいう。
その他企業	その他、必要に応じ、本事業に関連する業務を行う企業をいう。
優先交渉権者	審査の結果、得点の合計が最も高い提案を行った応募者（１位）として、市と契約に関する交渉を行う者をいう。
事業者	本事業を実施する企業（ＳＰＣ）をいう。
審査委員会	本事業の優先交渉権者を決定することを目的として設置される銚子市学校給食センター維持管理運営長期包括事業事業者選定審査委員会をいう。
保守※１	点検の結果に基づき初期の性能及び機能を維持する目的で建築物等の機能の回復又は危険の防止のために行う消耗部品の取替え、注油、塗装その他これらに類する軽微な作業（分解整備含む。※２）を行うことをいう。
修繕※１	建築物・建築設備・調理設備等の機能・性能を実用上支障のない状態まで回復させることをいう。ただし、保守の範囲に含まれる内容を除く。
更新※１	建築物等（設備・外構を含む）の劣化した部位・部材や機器などを新しいものに取り替えることをいう。ただし、保守の範囲に含まれる定期的な小部品の取替え等は除く。
大規模修繕※１	（建築）:建物の一側面､連続する一面全体又は全面に対して行う修繕をいう。 （電気）：機器、配線の全面的な更新を行う修繕をいう。 （機械）：機器、配管の全面的な更新を行う修繕をいう。

※１ 保守、修繕、更新、大規模修繕に係る定義は、「建築物修繕措置判定手法（監修：国土交通省大臣官房官庁営繕部、発行：一般財団法人建築保全センター）」及び「令和５年度版　建築物のライフサイクルコスト第４版（監

修：国土交通省大臣官房官庁営繕部、発行：一般財団法人建築保全センター)」を参考に整理。

※2 分解整備とは、設備機器等を分解し、設備機器等の機能の回復又は危険の防止のために行う消耗部品の取替え注油、塗装その他これらに類する軽微な作業を行うことをいう。なお、周期が１年を超え分解の有無に関係なく行われる点検及び消耗部品の取替えを含むものとする。

第２　事業概要

１　事業内容に関する事項

(1) 事業名

銚子市学校給食センター維持管理運営長期包括事業

(2) 公共施設等の管理者の名称

銚子市長　越川　信一

(3) 事業の目的

銚子市学校給食センターは、ＰＦＩ事業（ＢＴＯ方式）（以下「現事業」という。）として平成 25 年１月に稼働を開始し、市内全市立小中学校の学校給食を民間事業者の技術を活用して給食提供を実施してきたが、当該事業は令和９年 12 月 31 日に 15 年の事業期間を満了する。

本市は円滑に現事業を完了し、引き続き、安全で安心な学校給食を効率的かつ安定的に提供するため、令和 10 年１月１日以降の本施設の維持管理及び運営（以下「本事業」という。）を長期包括委託（期間９年８か月間）により実施する。

そのため、本事業は、現事業と同様に民間事業者の技術を活用し、本施設の継続利用を踏まえた維持管理及び運営を包括的に行うことでより良い学校給食を提供することを目的とする。

(4) 本事業の基本方針

①　安心・安全な学校給食の提供

食物アレルギーを持つ児童生徒を含め、安全で安心な学校給食を提供するため、ＨＡＣＣＰ（Hazard Analysis Critical Control Point）の概念を取り入れ確実な衛生管理を保持する。

②　食育推進への支援等

児童生徒及び保護者等に対して食に関する正しい知識の指導など食育に取り組むため、見学、研修、展示などの食育活動を行う。

③　環境への配慮

生ごみや残菜、廃油の処理にあたって、リサイクルなど環境への負荷軽減に資するよう配慮した運営を行う。

④　立地環境を考慮した施設保守・修繕計画

敷地は利根川の河口付近に位置することから、海風による塩害及び強風の影響を受けることが必然であるので、塩害及び強風の対策を踏まえた維持管理を行い、施設・設備の延命化を図る。

⑤　財政への配慮

施設整備に係る初期費用のみではなく、維持管理・修繕、調理・運営等から市が負担する光熱水費までにわたりコストの縮減を図る。

(5) 事業の内容

①　施設概要

ア　事業用地 千葉県銚子市大橋町 17 番地

イ　敷地面積 4,100 ㎡

ウ　提供食数　１日当たり最大 3,000 食

エ　対象学校

■小学校【10 校】

清水小学校・飯沼小学校・明神小学校・本城小学校・春日小学校・高神小学校・海上小学校・豊里小学校・双葉小学校・利根かもめ小学校

■中学校【２校】

銚子中学校・銚子西中学校

②　事業方式

本事業は、事業者が本施設の維持管理及び運営を行う長期包括委託方式とする。

③　事業期間

令和 10 年１月～令和 19 年８月末日（９年８か月間）

④　業務範囲

事業者の本事業の業務範囲は、次のとおりとする。

ア　引継等業務

(ｱ) 引継業務

(ｲ) 配送車調達業務

(ｳ) 各種備品の確認、調達業務

(ｴ) 研修等業務

イ　運営業務

(ｱ) 給食提供準備業務

(ｲ) 調理等業務

(ｳ) 洗浄・残菜等処理業務

(ｴ) 配送・回収業務

(ｵ) 衛生管理業務

(ｶ) 各種備品保守管理業務

(ｷ) 食育支援業務

(ｸ) 事業終了時の引継業務

ウ　維持管理業務

(ｱ) 建築物保守管理業務

(ｲ) 建築設備保守管理業務

(ｳ) 厨房設備保守管理業務

(ｴ) 外構等保守管理業務

(ｵ) 清掃業務

(ｶ) 警備業務

(ｷ) 修繕更新業務

(ｸ) 事業終了時の引継業務

⑤　市が行う業務

運営に関して、市が実施する主な業務は以下のとおりである。

(ｱ) 提供食数の決定

(ｲ) 献立作成・決定

(ｳ) 食材調達及び検収記録簿の作成

(ｴ) 給食費の徴収管理

(ｵ) 広報・食育業務

(ｶ) 配膳業務（児童生徒が実施）

(ｷ) 見学等の対応

⑥　事業者の収入

本事業における事業者の収入は以下のとおりであり、原則として市が事業者へ委託料を支払う形態の事業である。詳細は募集要項公表時に示す。

(ｱ) 市は、事業者が実施する上記④に示す各業務を行うことに対して、委託料を事業期間にわたって事業者に支払う。委託料は、物価変動があった場合には、契約に従って改定することがある。また事業者の契約の履行状況により、市は事業者に支払う委託料を減額又は停止することができる。

(ｲ) 委託料は、固定料金と変動料金で構成するものとする。

(ｳ) 固定料金には、施設の保守管理、清掃、警備及び車両調達並びに提供食数に関係なく生じる人件費等に係る費用が含まれ、変動料金には、提供食数に応じて変動する人件費等に係る費用が含まれることを想定しているが、詳細については募集要項公表時に提示する。

(ｴ) 光熱水費については市の負担とする。

⑦　事業のスケジュール

本事業の実施スケジュールは次のとおり予定している。

令和９年６月上旬	基本協定の締結
令和９年９月	契約の締結
令和 10 年１月	本事業の運営・維持管理の開始
令和 19 年８月末	事業期間終了（９年８か月間）

⑧　法令等の遵守

ア　適用法令

本事業の実施にあたっては、次の関係法令等（最新版）を遵守すること。

(ｱ) 学校給食法

(ｲ) 学校教育法

(ｳ) 学校保健安全法

(ｴ) 食品衛生法

(ｵ) 建築基準法
(ｶ) 都市計画法
(ｷ) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
(ｸ) 消防法
(ｹ) 下水道法
(ｺ) 水道法
(ｻ) 水質汚濁防止法
(ｼ) 健康増進法
(ｽ) 景観法
(ｾ) 大気汚染防止法
(ｿ) 騒音規制法
(ﾀ) 建設業法
(ﾁ) 警備業法
(ﾂ) 振動規制法
(ﾃ) 土壌汚染対策法
(ﾄ) 労働安全衛生法
(ﾅ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
(ﾆ) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
(ﾇ) 循環型社会形成推進基本法
(ﾈ) 資源の有効な利用の促進に関する法律
(ﾉ) エネルギーの使用の合理化に関する法律
(ﾊ) 食品循環資源の再利用等の促進に関する法律
(ﾋ) 国及び独立行政法人などにおける温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）
(ﾌ) 関連千葉県諸条例
(ﾍ) 銚子市下水道条例
(ﾎ) 銚子市環境基本条例
(ﾏ) 銚子市環境保全条例
(ﾐ) 銚子市水道事業条例
(ﾑ) 銚子市学校給食センター条例
(ﾒ) 銚子市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例
(ﾓ) その他関係法令（条例及び規則を含む。）

イ　適用要綱・各種基準等

(ｱ) 学校給食衛生管理基準
(ｲ) 学校給食実施基準
(ｳ) 大量調理施設衛生管理マニュアル
(ｴ) 学校給食調理場における手洗いマニュアル

(ｵ) 調理場における洗浄・消毒マニュアル Part１・Part２
(ｶ) 調理場における衛生管理＆調理技術マニュアル
(ｷ) 学校給食調理従事者研修マニュアル
(ｸ) 学校給食事業における安全衛生管理要綱
(ｹ) 学校環境衛生基準
(ｺ) 建築工事安全施工技術指針
(ｻ) 建設工事公衆災害防止対策要綱
(ｼ) 建設副産物適正処理推進要綱
(ｽ) 建築設計基準及び同解説
(ｾ) 2007 年版 建築物の構造関係技術基準解説書
(ｿ) 建築設備計画基準
(ﾀ) 建築設備設計基準
(ﾁ) 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
(ﾂ) 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
(ﾃ) 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
(ﾄ) 建築工事監理指針
(ﾅ) 電気設備工事監理指針
(ﾆ) 機械設備工事監理指針
(ﾇ) 建築工事標準詳細図
(ﾈ) 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
(ﾉ) 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）
(ﾊ) 公共建築工事積算基準
(ﾋ) 公共建築数量積算基準
(ﾌ) 公共建築設備数量積算基準
(ﾍ) 建築保全業務共通仕様書
(ﾎ) 建築保全業務積算基準、同要領
(ﾏ) 官庁施設の基本的性能基準及び同解説
(ﾐ) 官庁施設の基本的性能に関する技術基準及び同解説
(ﾑ) 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
(ﾒ) 関連千葉県諸基準等
(ﾓ) 指定給水装置工事事業者工事施工要領
(ﾔ) その他関連する基準・指針等

第３　事業者の募集及び選定に関する事項

１　事業者の募集及び選定方法

事業者の募集及び選定に当たっては、公募型プロポーザル方式により行う。

２　事業者の募集及び選定の手順

(1)　事業者の募集・選定スケジュール（予定）

本事業における事業者の募集・選定スケジュール（予定）は、次のとおりとする。

令和８年 11 月 18 日（水）	実施方針等の公表
令和８年 11 月 30 日（月）	実施方針等に関する質問・意見の受付締切
令和８年 12 月 18 日（金）	実施方針等に関する質問・意見の回答
令和８年 12 月 25 日（金）	現地見学会
令和９年１月 20 日（水）	募集要項等の公表
令和９年２月 10 日（水）	募集要項等に関する第１回質問の受付締切
令和９年２月 26 日（金）	募集要項等に関する第１回質問の回答
令和９年３月５日（金）	参加表明書、参加資格審査申請書類の受付締切
令和９年３月 12 日（金）	参加資格審査結果の通知
令和９年３月 17 日（水）	募集要項等に関する第２回質問の受付締切
令和９年３月 31 日（水）	募集要項等に関する第２回質問の回答
令和９年４月 15 日（木）	提案書の受付締切
令和９年５月中旬	提案に関するヒアリングの実施
令和９年５月下旬	優先交渉権者の決定
令和９年６月	審査講評の公表
令和９年６月上旬	基本協定の締結
令和９年７月下旬	仮契約締結
令和９年９月	事業契約議決及び締結

(2)　応募手続き等

①　実施方針等に関する質問・意見の受付

実施方針・要求水準書（案）に関する質問、意見を次のとおり受け付ける。

(ｱ) 受付期間　令和８年 11 月 18 日(水)午前９時から 11 月 27 日(金)午後５時まで

(ｲ) 提出方法　「実施方針に関する意見・質問書（様式１）」に記入し、電子メールにて提出すること。なお、メールの件名は「(●●) 銚子市学校給食センター長期包括事業 実施方針等質問意見書」（●●は企業名）とする。

②　実施方針等に関する質問・意見の回答

実施方針等に関する質問・意見に対する回答を、令和８年 12 月 18 日(金)に銚子市ホームページにおいて公表する（https://www.city.choshi.chiba.jp/index.html ※銚子市ホームページの新着情報に掲載）

③　募集要項及び公募資料等の公表

令和９年１月 20 日(水)に募集要項等を市ホームページで公表する。

④　現地見学会

本施設の見学については、以下の日程で応募予定者の希望に応じて行う。なお、見学にあたり、市から状況説明等は行わないものとする。

(ｱ) 実施日

令和８年 12 月 25 日(金)

(ｲ) 実施時間

午前９時から 11 時まで及び午後１時から３時まで

(ｳ) 場所

銚子市学校給食センター（銚子市大橋町 17 番地）

(ｴ) 申込み

見学希望者は、令和８年 12 月 18 日(金)までに、見学希望時間帯の電話連絡を行うとともに、「現地見学会参加申込書（様式２）」に必要事項を記入の上、電子メールで提出すること。なお、メールの件名は「(●●) 銚子市学校給食センター長期包括委託 現地見学会申込書」（●●は企業名）とする。

(ｵ) その他留意事項

⑤　募集要項等に関する第１回質問の受付

募集要項等に関する質問（第１回）を次のとおり受け付ける。

(ｱ) 受付期間　令和９年１月 20 日(水)午前９時から令和９年２月 10 日(水)午後４時まで

(ｲ) 提出方法　「募集要項等に関する意見・質問書」に記入し、電子メールにて提出すること。なお、メールの件名は「(●●) 銚子市学校給食センター長期包括事業 募集要項等質問意見書」（●●は企業名）とする。

⑥　募集要項等に関する第１回質問の回答

募集要項等に関する質問・意見に対する回答を、令和９年２月 26 日(金)に銚子市ホームページにおいて公表する（https://www.city.choshi.chiba.jp/index.html ※銚子市ホームページの新着情報に掲載)。

⑦　参加表明書、参加資格審査申請書類の受付

応募者は、参加表明書及び参加資格審査書類を次のとおり提出すること。応募者は、必要書類を直接持参すること。必要書類は募集要項等の公表時に示す。

(ｱ) 受付期間

令和９年２月 26 日(金)から令和９年３月５日(金)まで

(ｲ) 受付時間

午前９時から正午まで及び午後１時から午後４時まで

⑧　参加資格審査結果の通知

参加資格審査結果を令和９年３月 12 日（金）に応募者の代表企業にメールで通知する。

⑨　参加資格がないと認めた理由の説明要求及び説明要求に係る回答

参加資格がないとされた応募者は、参加資格がないと認めた理由について、令和９年３月 12 日（金）から３月 17 日（水）までに書面により説明を求めることができる。書面の書式は任意とする。

なお、説明要求に対する回答は、令和９年３月 19 日（金）までに書面により行う。

⑩　募集要項等に関する第２回質問の受付

募集要項等に関する質問（第２回）を次のとおり受け付ける。

(ｱ) 受付期間　令和９年３月 12 日(金)午前９時から３月 17 日(水)午後４時まで

(ｲ) 提出方法　「募集要項等に関する意見・質問書」に記入し、電子メールにて提出すること。なお、メールの件名は「(●●) 銚子市学校給食センター長期包括事業 募集要項等質問意見書」（●●は企業名）とする。

⑪　募集要項等に関する第２回質問の回答

募集要項等に関する質問・意見に対する回答を、令和９年３月 31 日(水)に銚子市ホームページにおいて公表する（https://www.city.choshi.chiba.jp/index.html ※銚子市ホームページの新着情報に掲載)。

⑫　提案書の受付

本事業に関する提案内容を記載した提案書類を受け付ける。応募者は、担当課に直接提案書類を持参すること。

(ｱ) 受付期間

令和９年３月 31 日(水)から令和９年４月 15 日(木)まで

(ｲ) 受付時間

午前９時から正午まで及び午後１時から午後４時まで

⑬　提案に関するヒアリングの実施

提案書類の内容の確認のために応募者に対するヒアリングを実施する。詳細については、募集要項等の公表時に公表する。

⑭　優先交渉権者の決定及び公表

提出された提案書について総合的に評価を行い、審査委員会の審査を経て令和９年６月（予定）に優先交渉権者を決定する。優先交渉権者は令和９年７月までにＳＰＣを銚子市内に設立したうえで、市と仮契約を締結する。市は、契約に関して市議会の議決を得て本契約の効力を得るものとする。

３　応募者の備えるべき参加資格要件

(1)　応募者の構成等

応募者の構成等は以下のとおりとする。

ア　応募者は次に掲げる企業を含む企業グループにより構成されるものとする。

(ｱ) 運営企業

(ｲ) 調理設備企業

(ｳ) 施設維持管理企業

その他、必要に応じ、本事業に関連する業務を行う企業の参加を認めるものとする。

イ　応募者は、構成員のみ又は構成員及び協力企業により構成されるものとし、参加表明書の提出時に構成員及び協力企業の企業名並びにそれらが携わる業務について明らかにするものとする。

ウ　代表企業は、構成員及び協力企業の代表として応募手続き等を行う。なお、代表企業は構成員とする。

エ　参加表明書提出以降、代表企業の変更は認めない。代表企業以外の構成員の変更については、やむを得ない事情が生じた場合は、市と協議を行う。

オ　応募者の構成員は、他の応募者の構成員になることはできない。

カ　構成員及び協力企業が上記(1)アに掲げる企業のいくつかを兼ねることを可能とする。

キ　構成員は、ＳＰＣから請け負った業務の一部について、第三者に委託、又は下請人を使用することができるが、その際は、当該委託又は請負に係る契約を締結する前に市に通知すること。

(2)　応募者の参加資格要件

応募者の構成員は次の参加資格要件を満たすものとする。

ア　本事業を効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有していること。

イ　令和８年度・令和９年度銚子市入札参加資格者名簿に登録されていること。

※令和８年度・令和９年度銚子市入札参加資格審査申請の随時申請手続きは、「ちば電子調達システム」を利用した電子申請で受け付けている。受付期間は以下のとおり。詳細は市ホームページを確認すること。

受付期間	名簿登載予定日
令和８年 11 月 17 日から令和８年 12 月 15 日まで	令和９年２月１日
令和８年 12 月 16 日から令和９年１月 15 日まで	令和９年３月１日

ウ　運営企業は、次のすべての要件を満たしていること。なお、複数の企業で運営業務を実施する場合、すべての企業が(ア)の要件を満たし、かつ少なくとも１者はすべての要件を満たしていること。

(ｱ) ＨＡＣＣＰ対応施設及び学校給食衛生管理に対する相当の知識を有していること。

※「相当の知識を有している」とは、ＨＡＣＣＰ対応施設（ＨＡＣＣＰの認証を取得した施設をいう。以下同じ。）で運営計画等を作成し運営した実績、ドライシステムの学校給食施設又はドライシステムの民間調理施設で運営計画を作成し運営した実績、ＨＡＣ

ＣＰに関する書籍の出版等の実績、ＨＡＣＣＰに関する審査員資格等を有する者をいう。以下同じ。

(ｲ) ドライシステムの学校給食施設又はドライシステムの特定給食施設（健康増進法第20条に定める特定給食施設）の調理業務を行った実績を有していること。

エ　調理設備企業は、次の要件を満たしていること。

(ｱ) ＨＡＣＣＰ対応施設及び学校給食衛生管理に対する相当の知識を有していること。

オ　施設維持管理企業は、次の要件を満たしていること。

(ｱ) 学校給食施設で施設整備の保守・修繕の実務実績を有すること。

(3) 構成員の制限

次に該当するものは、応募者の構成員となることはできない。

ア　地方自治法施行令第 167 条の４（昭和 22 年政令第 16 号）の規定に該当する者。

イ　銚子市の契約に係る入札参加停止措置要領に基づく指名停止措置等を参加資格要件確認日（参加表明書の提出期間の最終日）において受けている者。

ウ　清算中の株式会社である事業者について、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく特別清算開始命令がなされている者。

エ　破産法（平成 16 年６月法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づき破産手続き開始の申立てがなされている者。

オ　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者。

カ　会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条の規定による整理開始の申立て若しくは通告がなされている者。

キ　手形交換所による取引停止処分を受けてから２年間経過しない者又は提案書提出前６か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者。

ク　法人税、消費税、法人事業税又は法人市民税を滞納している者。

ケ　事業に係るアドバイザーと関連がある者。

※本事業の業務に関わっているものは、パシフィックコンサルタンツ株式会社、パシフィックコンサルタンツ株式会社が本業務の一部を委託している日比谷パーク法律事務所である。

コ　警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者。

サ　審査委員会の委員が属する組織、企業又はその組織、企業と関連がある者。

(4) 参加資格の確認及び失格要件

参加資格の確認は、参加表明書の受付期限日とする。ただし、参加資格確認後、契約締結までの期間に、応募者又は応募者を構成する企業が上記応募者の備えるべき参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、失格とする。ただし、前記(1)エの規定により協議し、市が認め

た場合に限り、代表企業以外の構成員については、変更する場合がある。

４　審査及び選定に関する事項

(1)　審査委員会

事業者の選定にあたり、市は学識経験者等で構成する銚子市学校給食センター維持管理運営長期包括事業事業者選定審査委員会を設置し、提案書類等の審査を行う。市は、審査委員会の審査により選定された最優秀提案を基に、優先交渉権者を決定する。審査委員会の構成、氏名等については、募集要項等で公表する予定である。

(2)　審査の手順及び方法

①　参加資格審査

市は、参加表明時に提出する参加資格審査申請書類について、参加資格要件の具備を確認し、参加資格審査結果を応募者に通知する。

②　応募書類審査

あらかじめ設定した「事業者選定基準」に従って、審査委員会において提案書類の審査を行い、最優秀提案を選定する。評価は、応募者の提出した提案内容について、評価項目ごとに得点化し、得点の合計が最も高い提案を最優秀提案として選定する。なお、評価項目や評価方法は、優先交渉権者決定基準に示す。

③　審査事項

審査事項は「募集要項」に添付する「優先交渉権者決定基準」に示す。

④　審査結果

市は、優先交渉権者の決定を行い、その結果を市ホームページで公表する。

第４　優先交渉権者決定後の手続き

１　基本協定の締結

優先交渉権者は、優先交渉権者決定後速やかに基本協定を市と締結する。

２　ＳＰＣの設立

(ｱ) 事業を実施することとして選定された優先交渉権者は、契約締結までに本事業を実施するため、会社法に定める株式会社としてＳＰＣを基本協定書に基づき銚子市内において設立するものとする。

(ｲ) 優先交渉権者のすべての構成員はＳＰＣへ出資すること。

(ｳ) 優先交渉権者の代表企業については、ＳＰＣに出資するすべての企業の中で最大出資比率とすること。

(ｴ) ＳＰＣに出資するすべての企業は、本事業の契約が終了するまでＳＰＣの株式を保有し続けるものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行うことはできない。

３　契約の締結

優先交渉権者は、市と契約に関する交渉を行ったうえで、設立したＳＰＣをもって市と本事業に関する契約を締結する。

４　次点交渉者との協議

(ｱ) 契約の内容に関する協議が成立しない場合

市は、優先交渉権者との間で契約の内容に関する協議が成立しない場合、次点交渉権者を優先交渉権者とみなして協議を行う。

(ｲ) 契約締結までに優先交渉権者が参加資格要件を欠くに至った場合

契約締結までに優先交渉権者が前記第３の１「応募者の備えるべき参加資格要件」で定める要件を欠くに至った場合、市は、次点交渉権者を優先交渉権者とみなして協議を行う。

５　保険

事業者は本事業に関連する保険に加入すること。詳細については、募集要項等の公表時に示す。

６　リスク分担

(1)　基本的な考え方

本事業における責任分担の基本的な考え方は、市と事業者が適正にリスクを分担することにより、低廉かつ良好なサービスの提供を目指すものであるため、施設の運営及び維持管理の責任は、原則として事業者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとする。

(2)　予想されるリスク分担

市と事業者のリスク分担（案）については、別添資料２に示す。なお、応募者は負担すべきリスクを想定したうえで提案を行うこと。

第５　事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

１　責任分担に関する基本的な考え方

本事業における責任分担の基本的な考え方は、市と事業者が適正にリスクを分担することにより、低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであるため、施設の維持管理・運営の責任は、原則として事業者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとする。

２　予想されるリスクと責任分担

予想されるリスク及び市と事業者の責任分担は、原則として別添資料２に定めるとおりとし、責任分担の程度や具体的な内容については、事業契約書（案）に示す。

３　事業の実施状況の監視

市は、事業者が実施する施設の維持管理・運営について、定期的に監視を行う。なお、具体的な監視の方法、内容等については、事業契約書（案）に定める。

また、事業者の提供する施設の維持管理・運営に係るサービスが十分に達せられない場合、市は事業者に対して是正勧告を行い、修復策の提出・実施を求めるとともに、必要に応じて、サービスに対する支払いの減額等を行うことができることとする。

第６　提案に関する条件

１　公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

(1)　立地条件

項目	内容
住所	千葉県銚子市大橋町 17 番地
敷地面積	4,100 ㎡
用途地域	準工業地域
建ぺい率	60%
容積率	200%
施設規模	最大提供食数：3,000 食/日（アレルギー対応食最大 50 食を含む） 配送校：16 校（令和８年度時点） 延床面積：4,410 ㎡ 建築面積：2,852 ㎡
主要施設	施設本体、附帯施設（駐車場、駐輪場）

２　業務に関する提案の条件

各業務に関する提案については、主に募集要項等の公表時に公表する「要求水準書」及び「様式集」に従い、提案書を作成すること。

３　事業計画に関する提案の条件

事業計画については、主に募集要項等の公表時に公表する「募集要項」及び「様式集」に従い、提案書を作成すること。

(1)　委託料

市は、事業者から提供されたサービスの対価として委託料を支払う。支払方法の詳細については、募集要項等の公表時に示すものとするが、本実施方針の別添資料３の内容を参考とすること。

(2)　物価変動等による委託料の改定

委託料の改定の詳細については、本実施方針の別添資料３の内容を参考とすること。

(3)　委託料の減額等

市は、事業者の業務実施について、モニタリングを行い、募集要項等で定められた要求水準が満たされていない場合は、委託料の減額等を行うことができる。モニタリングの考え方・手法等の詳細については、本実施方針の別添資料４の内容を参考とすること。

第７　事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合、市と事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約中に規定する具体的措置に従う。また、事業契約に関する紛争については、千葉地方裁判所を合意による第一審の専属管轄裁判所とする。

第８　事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業において、事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとることとする。

１　事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

(1) 事業者の提供するサービスが、事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は、事業者に対して、修復勧告を行い、一定期間内に修復策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に修復をすることができなかったときは、市は、サービスの対価の減額又は支払停止措置を取ること、又は、事業契約を解約することができる。

(2) 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は事業契約を解約することができる。

(3) 前(2)号の規定により市が事業契約を解約した場合、事業者は、市に生じた損害を賠償しなければならない。

２　市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

(1) 市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は事業契約を解約することができるものとする。

(2) 前号の規定により事業者が事業契約を解約した場合、市は、事業者に生じた損害を賠償するものとする。

３　当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、市及び事業者双方は、事業継続の可否について協議する。一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に事前に書面によるその旨の通知をすることにより、市及び事業者は、事業契約を解約することができるものとする。

４　その他

その他事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約に定める。

第９　法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合には、市は、事業者が措置並びに支援を受けることができるよう努める。

第１０ その他特定事業の実施に関し必要な事項

１　議会の議決

市は、債務負担行為の設定に関する議案を令和８年市議会定例会（12 月議会）で議決予定である。事業契約の締結に関する議案は、令和９年定例会（９月議会）に付議する予定である。

２　情報公開及び情報提供

本事業は、「銚子市情報公開条例」（平成 10 年 10 月条例第 19 号）に基づき、情報公開を行う。本事業に係る情報提供は、適宜、市ホームページ等において行う。

３　応募に関する費用負担

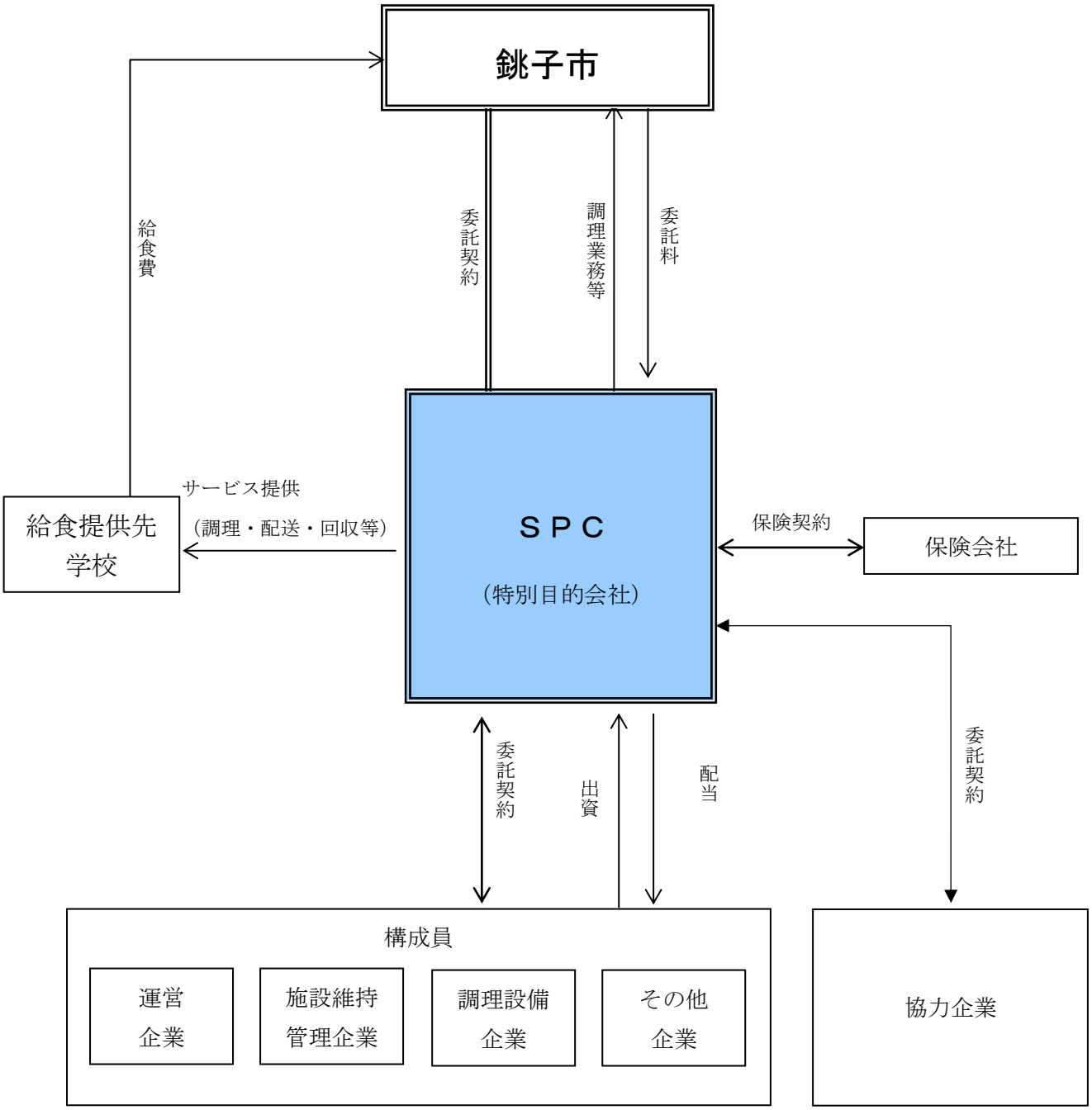
応募に伴う費用は、すべて応募者の負担とする。

４　実施方針に関する問合せ先

本実施方針に関する問合せ先は次のとおりとする。

(1)　担当　　銚子市学校給食センター
(2)　住所　　千葉県銚子市大橋町 17 番地
(3)　電話　　0479-24-0365
(4)　ＦＡＸ　0479-23-6854
(5)　メールアドレス　kyusyoku-1@city.choshi.lg.jp
(6)　ホームページ　　https://www.city.choshi.chiba.jp/index.html
　　※銚子市ホームページの新着情報に掲載

別添資料１　事業スキーム図



別添資料２　リスク分担（案）

リスクの種類		概要	負担者	
			市	事業者
共通	公募手続	募集要項等の誤り、公募手続の誤り	○	
	応募費用	応募手続きに係る費用の負担		○
	契約（※1）	契約締結が遅延する等	○	○
	政策変更	公共の事由による事業の業務範囲の縮小、拡充等	○	
	法制度	事業に直接関係する法令等の新設、変更に関するもの	○	
		上記以外の法令の新設、変更に関するもの		○
	税制度	事業に直接関係する税制度の新設、変更に関するもの	○	
		上記以外の税制度の新設、変更に関するもの		○
	許認可遅延	市が実施する許認可取得の遅延に関するもの	○	
		事業者が実施する許認可取得の遅延に関するもの		○
	第三者賠償	事業者が実施する業務に起因して発生する事故等		○
		上記以外のもの	○	
	不可抗力	天災、暴動等の不可抗力による費用の増大、遅延、中止等	○	○
	環境	維持管理・運営における有害物質の排出や漏洩等、環境保全に関するもの		○
	資金調達	資金の調達に伴う遅延	○	
	物価	運営期間中の物価変動（運営費に相当するもの）※２	○	△
	債務不履行	市の都合により、事業が継続されない場合	○	
		市の改善勧告に関わらず、事業者のサービスレベルの回復の見込みがない場合		○
	事業中止・延期・遅延	市の事由による事業の中止・延期・遅延	○	
		上記以外の事業の中止・延期・遅延		○
	性能	要求水準未達によるもの		○
修繕	修繕費の増大	市の指示、提示条件の不備等による費用の増大	○	
		上記以外のもの		○
	工事の遅延	市の指示、提示条件の不備等による工事の遅延	○	
		上記以外のもの		○
	一般的損害	工事目的物、材料、他関連工事に関して生じた損害		○
	性能未達	要求水準書等との不適合（施工不良を含む）		○

※１　契約が結べない、契約締結が遅延する等について、不正行為を除き市及び事業者双方に発生した費用をそれぞれ負担する。（市議会で承認されなかった場合も含む。）

※２　一定以上変動した場合は物価の変動に基づき費用を見直すことを想定する。

リスクの種類		概要	負担者	
			市	事業者
維持管理・運営業務	遅延	市の事由による維持管理・運営開始の遅延に関するもの	○	
		上記以外の事由による維持管理・運営開始の遅延に関するもの		○
	什器・備品管理	市の事由による什器・備品等の破損・紛失・盗難	○	
		上記以外の事業期間中に必要となる什器・備品等の破損・紛失・盗難		○
	什器・備品更新	市の事由による業務に関する什器・備品等の更新	○	
		上記以外の事業期間中に必要となる什器・備品等の更新		○
	施設の瑕疵	事業者の事由による施設の瑕疵		○
		上記以外の事由による施設の瑕疵	○	
	業務内容変更	市の事由による業務内容変更	○	
		上記以外の事由による業務内容変更		○
	維持管理費・運営費増大	市の事由による維持管理費・運営費の増大	○	
		上記以外の事由による維持管理費・運営費の増大		○
	施設損傷	市の事由による施設の損傷	○	
		上記以外の事由による施設の損傷		○
	性能未達	要求水準書等との不適合		○
	需要	市の事由による需要の変動	○	
		児童・生徒数の変動による需要の変動※３	○	△
		食べ残し等による残滓の変動※４	○	○
	異物混入	検収時における調達食材の異常	○	
		検収日と給食提供日の時間差に起因する調達食材の異常	○	
		検収後の保存方法に起因する調達食材の異常（事業者が適切に食材を保管しなかったことによる異物混入等）		○
		調理時における加熱等が不十分であることに起因する調達食材の異常		○
		調理、配送業務における異物混入等		○
		配送後の異物混入等	○	
	食中毒	検収時に起因する場合	○	
		検収日と給食提供日の時間差に起因する場合	○	
		検収後の保存方法に起因する場合（事業者が適切に食材を保管しなかったことによる食中毒）		○
		調理、配送等事業者の行う業務に起因する場合		○
事業終了時	施設の性能確保	事業終了時における施設の性能確保に関するもの		○

※３　児童・生徒数の変動による需要の変動については、市の責であり、一定の最低食数を市側が保証する。最低食数以上の需要の変動については事業者の負担とする。

※４　食べ残し等による残滓の変動（市の作成する献立による影響も含む。）については、市の責であり、一定の最低食数を市側が保証する。なお、最低食数以上の需要の変動については事業者の負担とする。

別添資料３ 委託料の支払方法

１　委託料の構成

委託料の構成については以下のとおり。

費用項目	対象業務
委託料Ａ（開業準備費）	施設供用開始までに必要となる開業準備業務に係る費用
委託料Ｂ（運営・維持管理費（固定料金））	下記業務に係る費用のうち、提供食数に応じて変動しない費用 ・運営業務 ・維持管理業務（修繕業務に係る費用を除く）
	（想定される費用（参考）） 施設・設備等の保守管理費、清掃、警備、配送等の提供食数に関係なく必要な人件費、車両の調達費、ＳＰＣの運営経費等
委託料Ｃ（運営・維持管理費（変動料金））	下記業務に係る費用のうち、提供食数に応じて変動する費用 ・運営業務 ・維持管理業務（修繕業務に係る費用を除く）
	（想定される費用（参考）） 調理に係る人件費、残菜処理費等
委託料Ｄ（修繕費）	・修繕業務に係る費用

２　委託料の算定方法等

(1)　委託料の算定方法

費用項目	算定方法
委託料Ａ（開業準備費）	・開業準備業務に係る費用を提案すること。
委託料Ｂ（運営・維持管理費（固定料金））	・対象業務に係る９年８か月間に必要な費用を算定すること。 ・各年度、一律の金額となるように算定すること。ただし事業開始年度は３か月分、最終年度は５か月分とする。 ・提案金額は９年８か月間分の合計費用を見込むこと。
委託料Ｃ（運営・維持管理費（変動料金））	・変動料金は、各期における合計の提供食数（後述⑵「提供給食数」を参照のこと。）に対し、応募者が提案する１食単価を乗じた額とする。なお、変動費は適切な金額を設定すること。 ・応募者は１食あたりの単価を提案し、提案金額は「提供給食数」を掛け合わせた９年８か月分の費用を見込むこと。
委託料Ｄ（修繕費）	・９年８か月間に必要となる修繕費を各年度の修繕計画に合わせて提案すること。（支払は提案された各年度の金額を支払う。） ・提案金額は９年８か月間分の合計費用を見込むこと。

(2)　提供給食数

①　提供食数の決定方法

市は、事業者に対し給食実施月の前月 20 日頃までに予定する給食数（以下「予定給食数」という。）を通知する。予定給食数の通知後も、引き続き、前述した変動要因に加え、学級閉鎖、学校行事の日程変更等があるため、市は、事業者に対し給食提供日の２稼働日前（ただし、該当日が土・日・祝日・夏期休暇等にあたる場合は、その前日）の 17 時までに実施する給食数（以下「実施給食数」という。）を通知するが、その予定給食数と実施給食数の差（以下「変更給食数」という。）は 200 食以内を基本とする。変更給食数が 200 食を超える場合、事業者は超える部分について応諾しないことが可能である。変更給食数が－200 食を下回る場合、予定給食数から 200 食を減じた食数により、変動料金を算定する。

なお、予定給食数においては、3,000 食／日未満の通知もあり得る。

②　提供食数と変動料金の算定方法

提供給食数と変動料金の算定基礎となる食数の関係を次に整理する。

表　実際の提供食数と変動費の算定の関連性

変更給食数	提供給食数	変動料金の算定基礎となる食数
±200 食以内	実施給食数	同左
＋200 食超	予定給食数＋200 食＋事業者の応諾した食数	同左
－200 食超	実施給食数	予定給食数－200 食

③　事業者職員用給食

本事業の対象外であるが、事業者の職員用の給食については、最大 100 食を市に要請できる。市は、要請食数に応じて給食費（食材費に変動料金単価を加算した額）を徴収する。

３　委託料の支払方法

(1)　委託料Ａの支払方法

市は委託料Ａについて、令和９年 12 月の開業準備業務終了時に一括で支払う。

事業者は、業務終了後 30 日以内に市に委託料Ａの請求書を提出するものとし、市は、請求書受理日から 30 日以内に委託料Ａを一括で支払う。

(2)　委託料Ｂ・Ｃ・Ｄの支払方法

市は委託料Ｂ・Ｃ・Ｄについて、まとめて、令和９年度第４四半期を第１回とし、四半期ごとに計 38 回支払う。

市は事業者から契約書の規定に従って「業務完了届」を受領した場合、受領した翌日から 10 日以内に委託業務の遂行内容をモニタリングとして確認し、その結果を事業者に通知するものとする。

事業者は市によるモニタリング確認結果通知を受領した場合、速やかに対象となる四半期に相当する「委託料」の請求書を市に対して提出するものとし、市は請求をうけた日から 30 日以内に事業者に対して「委託料」を支払うものとする。

本契約が途中で解除された場合には、委託料Ｂ（固定料金）及び委託料Ｄ（修繕費）については対象期間の日割り計算による。

なお、委託料の支払い時期は以下のとおり。

表　委託料の支払い時期

項目	支払対象期間	支払日
第１四半期	４月１日～６月 30 日	・委託料Ｂ：請求書受理後 30 日以内 ・委託料Ｃ：請求書受理後 30 日以内
第２四半期	７月１日～９月 30 日	

第3四半期	10月1日～12月31日	・委託料D：請求書受理後30日以内
第4四半期	1月1日～3月31日	

4　委託料の改定

(1)　物価変動による改定

委託料B・C・Dは、以下のとおり物価変動に基づいて改定させるものとする。改定は毎年度1回とし、翌年度の第1四半期分から反映させる。なお、委託料Aの改定は行わない。

以下の算定式により改定を行う。

改定率αは、次のとおりである。

$$\text{改定率}\alpha = \frac{\text{提案時の委託料}\times\text{t-2年7月～t-1年6月の物価指数平均値}}{\text{提案時の委託料}\times\text{t-3年7月～t-2年6月の物価指数平均値}}$$

※各物価指標については、t-3 年7月～t-2 年6月の物価指数平均値を1として基準化し、当該基準値に対する比率により算定すること。

※小数点第4位以下の端数は、切り捨てるものとする。

※毎月公表されない指数については、当該年度の指数を採用する。

①　委託料B（固定料金）

（t年度の委託料B（改定後）の固定料金）

＝（応募者の提案における委託料B（固定料金））×　改定率α

※計算の結果、円単位未満が生じた場合には、円単位未満を四捨五入する。

②　委託料C（変動料金）

（t年度の給食1食当たりの単価（改定後））

＝（応募者の提案における委託料C（給食1食当たりの単価））×　改定率α

※計算の結果、小数第3位を四捨五入する。

※改定見直し後、委託料Cを算定するにあたり、見直し後の単価に提供食数を掛け合わせた金額について、円単位未満が生じた場合には、円単位未満を四捨五入する。

③　委託料D（修繕費）

（t年度の修繕費（改定後））

＝（応募者の提案における委託料D（修繕費））×　改定率α

※計算の結果、円単位未満が生じた場合には、円単位未満を四捨五入する。

【委託料の改定時期】

表　物価変動による見直し時の委託料の改定方法

費用項目	改定費目	物価指標	改定方法
委託料	①　委託料B（人件費除く）	消費税を除く企業向けサービス価格指数「その他諸サ	・毎年度8月末日までに、指標値の評価を添付した改定の根拠資料及び翌年度の改定額を記載した資料を市に通知し、確認を受け、翌年度の委託料B（人

		ービス」（日本銀行調査統計局）	件費除く固定料金）を確定。
	② 委託料C（人件費除く）		・毎年度８月末日までに、指標値の評価を添付した改定の根拠資料及び翌年度の改定額を記載した資料を市に通知し、確認を受け、翌年度の変動費に係る１食当りの単価（人件費除く）を確定。 ・委託料Cとしては、上記の変動費単価（人件費除く）に当該年度の各期における合計の提供食数を乗じた額を支払う。
	③ 委託料B及びB（人件費のうち社員人件費）	消費税を除く企業向けサービス価格指数「労働者派遣サービス」（日本銀行調査統計局）	・毎年度８月末日までに、指標値の評価を添付した改定の根拠資料及び翌年度の改定額を記載した資料を市に通知し、確認を受け、翌年度の委託料Bの人件費（社員）及び委託料Cの人件費（社員）の単価を確定。
	④ 委託料B及びB（人件費のうちパート人件費）	千葉県最低賃金（千葉労働局）	・毎年度８月末日までに、指標値の評価を添付した改定の根拠資料及び翌年度の改定額を記載した資料を市に通知し、確認を受け、翌年度の委託料Bの人件費（パート）及び委託料Cの人件費（パート）の単価を確定。
	⑤ 委託料D（修繕費）	建設工事費デフレーター「建築補修」（国土交通省）	・毎年度８月末日までに、指標値の評価を添付した改定の根拠資料及び翌年度の改定額を記載した資料を市に通知し、確認を受け、翌年度の修繕費を確定。

※初年度は見直しを行わないものとする。

※指標は、応募者の提案を踏まえて、事業契約時に市との協議により変更することも可能である。

※用いている指標がなくなる、内容が見直されて本事業の実態に合わなくなるなどの場合は、その後の対応方法について市と事業者との間で協議して定めるものとする。

(2) 消費税及び地方消費税の変動による改定

消費税率及び地方消費税率の税率変更があった場合には、委託料について、その変更内容に合わせて改定する。

別添資料４ モニタリング及び委託料の減額等

１　減額等の対象

減額等の対象となる支払は、運営及び維持管理業務の対価である「委託料」とする。

２　減額等の措置を講じる事態

事業者の責任により、本契約、「募集要項等」、「応募者提案」その他に示される「開業準備業務」「運営業務」及び「維持管理業務」に関する内容を履行していないことにより、以下に示す状態に陥った場合に減額等の措置を講じる。

レベル１	是正しなければ、給食提供に軽微な影響を及ぼすことが想定される場合
レベル２	是正しなければ、給食提供に重大な影響を及ぼすことが想定される場合
レベル３	指定時間以外に給食を提供した場合（生徒等が給食を食した場合）
レベル４	給食を提供できなかった場合（生徒等が給食を食すことができなかった場合）

３　減額等の決定過程

・レベル１又はレベル２の状態に陥っていることが、「業務報告書」又はモニタリング結果から明らかになった場合、市は、その程度、緊急度等を勘案し、事業者に相当な是正期間を提示する。

・事業者は、市の提示する是正期間内にレベル１又はレベル２の状態を改善することにより、ペナルティポイントの付与を免れるが、市の提示する是正期間を経過しても改善されない場合、１日につき、レベル１は１ポイント、レベル２は２ポイントのペナルティポイントを付与する。

・レベル３又はレベル４の状態に陥った場合、１日につき、下記のペナルティポイントを付与する。

影響を受けた生徒等の割合	レベル３	レベル４
１％未満	0.5 ポイント	１　ポイント
１％以上５％未満	１　ポイント	２　ポイント
５％以上 10%未満	1.5 ポイント	３　ポイント
10%以上	２　ポイント	４　ポイント

・市及び事業者は、ペナルティポイントの付与に際し、必要に応じて協議することができる。

４　減額等の決定

各年度における累積ペナルティポイントが以下に達した場合は、減額等の措置内容が決定する。減額措置内容の反映は次年度の委託料に反映される。

累積ペナルティポイント	減額等の措置内容
０～４	減額等なし
５～９	20%の減額
10 以上	支払留保

・累積ペナルティポイントが 10 以上の場合、支払留保とするが、翌年の委託料支払期間における累積ペナルティポイントが４以下であれば、翌年分の支払時に、当該支払留保に係る「委託料」相当額の 80%を加算して支払い、その余は支払わない。
・累積ペナルティポイントが 10 以上の場合で、翌年の委託料支払期間における累積ペナルティポイントが５以上であれば、市は本契約を解除することができる。